

垂井町新庁舎基本構想(素案)

シンポジウム

庁舎づくりを語り合う
～新しい庁舎に望むこと～

平成28年1月16日

■垂井町あい方検討委員会の取り組み

Is値が0.38！

第1回検討委員会【平成26年11月25日】

- ①現庁舎の現状と課題について
- ②委員会での検討事項について

耐震補強の案



第2回検討委員会【平成27年2月27日】

- ①庁舎の建替えと耐震改修の比較評価
- ②町民アンケート調査の実施について

建替えの方向



第3回検討委員会【平成27年7月7日】

- ①昨年度の報告・今年度の取組み提案
- ②新庁舎の整備方針(位置等)の意見交換

現位置建替か
他へ移転か
急務！！



第4回検討委員会【平成27年8月5日】

第5回検討委員会【平成27年8月31日】

- ①新庁舎整備(位置等)の考え方の整理
- ②庁舎整備の必要性・考え方の意見交換

なぜ現位置を
出なければ
ならないか？



第6回検討委員会【平成27年10月22日】

- ①新庁舎の基本的考え方
- ②新庁舎の基本理念

場所の検討
コンバージョン
の可能性



第7回検討委員会【平成27年12月1日】

- ◎新庁舎基本構想(素案)の整理

建物は使えるか
否か、
ワンフロア

町民アンケート調査 【平成27年5月】

- ①現在の庁舎の利用状況
- ②現在の庁舎の満足な点・不満な点
- ③庁舎の整備に重要な点

垂井町新庁舎基本構想中間報告 懇談会【平成27年11月7日】 ～庁舎づくりを語り合おう～

先進地視察・氷見市役所 【平成27年11月10日】

1 新庁舎整備の方針

現在の庁舎の耐震性の不足・老朽化・スペースの不足等を解決するため、適切な規模と機能を持った新しい庁舎を建設(建替え)する方針とします。

2 新庁舎の建替え場所の選定方針

大型車の進入が難しい状況や駐車場の不足に対応するためには、現庁舎の敷地では難しい。

→ 適切な敷地規模とアクセスが確保できる場所へ移転建替えすることを基本とします。

3 移転候補地の選定

- ① 早期の新庁舎整備
- ② アクセス利便性
- ③ 建設費用の低減

という点を考慮し、

文化会館南側付近(ショッピングプラザ・アミ)
を優先候補地とします。

なお、以下の点に留意するものとします。

1. 既存建築物の活用可能性について検討する
2. 敷地出入口の交通整備を検討する
3. パチンコ店への対応を検討する

4 新庁舎の整備課題

1. 窓口業務	<ul style="list-style-type: none">● わかりやすく、ストレスを感じる事のない総合窓口の確保
2. 執務スペース	<ul style="list-style-type: none">● 柔軟に対応できる執務スペース等や十分な書庫スペースの確保● 庁内の情報基盤の確保● 適切な情報公開と情報セキュリティ体制の確立
3. ユニバーサル・デザイン	<ul style="list-style-type: none">● 誰でも安全・便利に利用できる人にやさしい施設内容の確保● 誰もが安心・便利にわかりやすく利用できる施設整備
4. 防災拠点形成	<ul style="list-style-type: none">● 防災拠点として機能する施設の確保
5. 循環型社会への対応	<ul style="list-style-type: none">● 太陽光等の新エネルギーの活用● 省エネルギー型設備の積極的活用● リサイクル・省資源の取組みの徹底
6. 町民と行政の協働	<ul style="list-style-type: none">● 町民活動を支援する場の確保● 町民が参画しやすい協働の場の確保● 町民に開かれた、わかりやすい町政情報の提供
7. 新庁舎周辺地域活性化	<ul style="list-style-type: none">● 周辺施設と一体的な利用のできる利便性の確保● 周辺への波及効果を考慮した施設・動線の配置 (文化会館との連携等)
8. アクセス確保	<ul style="list-style-type: none">● 駐車場の適正確保● 巡回バスの利便性確保● 周辺アクセスの適正確保(渋滞対策等)

5 新庁舎の基本理念

■一般的な庁舎機能に加えて、今後の垂井町のまちづくりのために必要なこと

(1) 町民が集う庁舎【交流・生活支援拠点】

(2) 町民の安全を守る庁舎【防災拠点】

■垂井らしい庁舎づくりに必要なこと

(3) すべての人にやさしい庁舎

(4) 町民が誇りに思い愛される庁舎

これらの基本理念をもとに、町民が笑顔で集うことができ、
過去から未来、町民同士がつながりを持って活動できる
庁舎づくりを目指す・・・



「新庁舎のイメージ」

**笑顔でつなぐ
新庁舎**

(1) 町民が集う庁舎

- ① 既存建築物を活用し、関連施設の集約を考慮した施設配置を図る
 - 窓口をワンフロアに集中
 - 関連公共施設等の集約
 - 安全で便利な歩行者動線の確保

- ② 文化会館との一体的利用を考慮
 - 屋外の交流・イベント広場を確保
 - 駐車場の効果的活用、駐車場と供用可能な広場空間の確保

- ③ 町民の日常的な交流・情報発信の場を庁舎内に確保
 - 町民ギャラリー
 - 会議室等の多目的利用

<会議室などの多目的利用の事例：氷見市役所>



1階玄関横に配置された
地域協働スペース

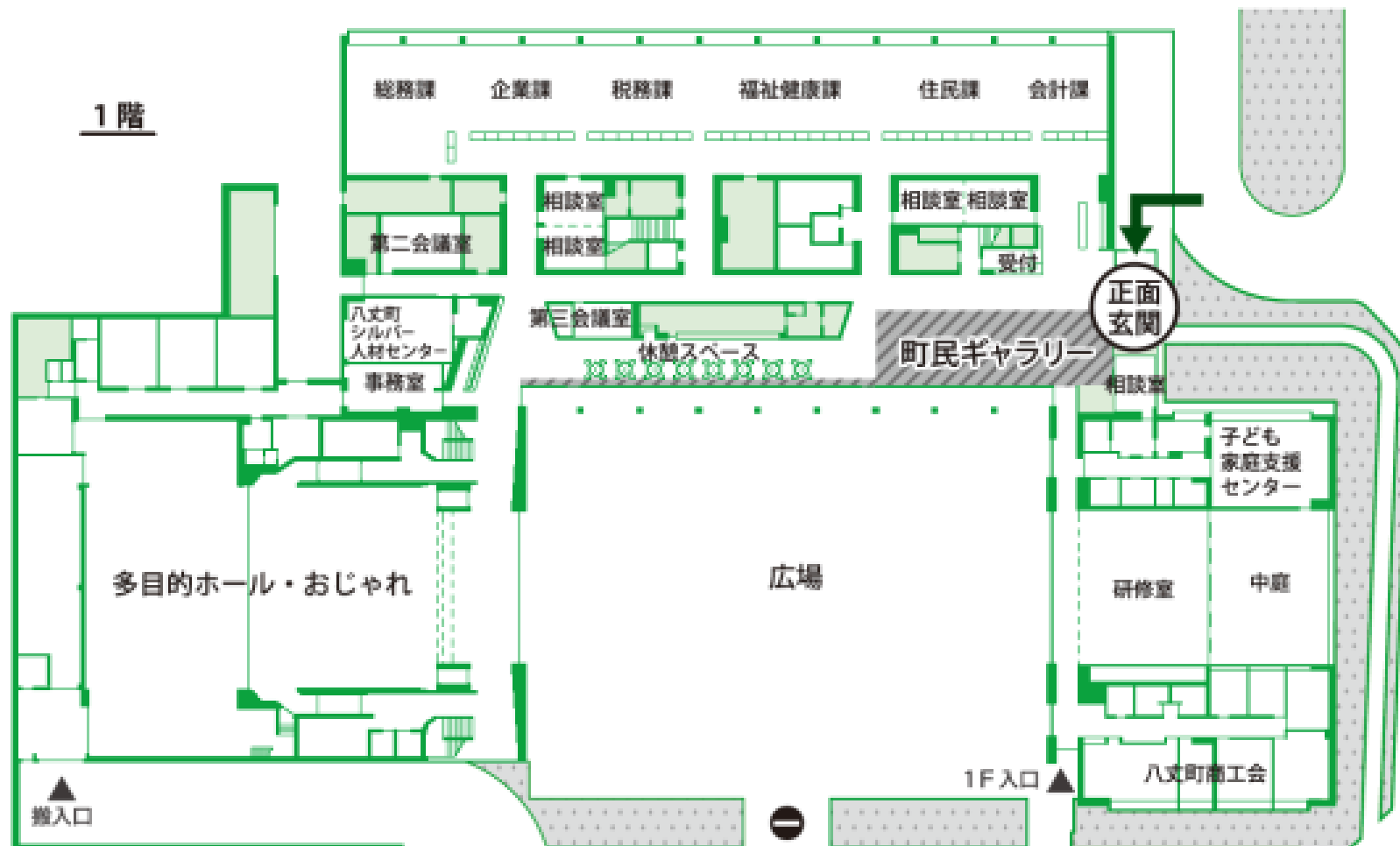
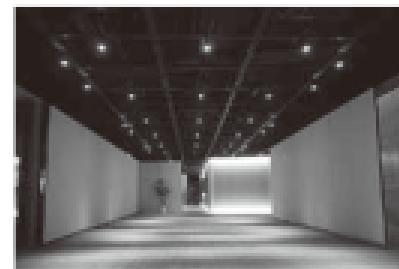
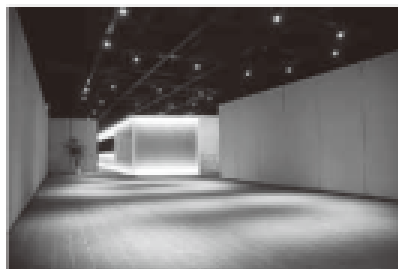


2階フロア中心に配置された
「センター」会議室



2階フロア中心に配置された
「キャンプ」打ち合わせスペース

＜町民ギャラリー・イベント広場等の事例：八丈町庁舎＞



(2) 町民の安全を守る庁舎

- ① 免震床等の活用等により、必要性に即した耐震性を確保
- ② 防災拠点にふさわしい施設を確保
 - 緊急輸送道路からの搬入等を考慮した防災用備蓄スペースの設置
 - 非常時に会議室等を有効利用した災害対策室等の確保
 - 駐車場を利用したヘリポートの確保
- ③ 地域主体の防災活動を支援する場(会議・交流・情報発信)を確保
 - 町民ギャラリー・会議室等の多目的利用

<防災関連施設設置の事例>



防災用備蓄スペース (小田原合同庁舎)



(3) すべての人にやさしい庁舎

- ① 窓口サービスでのストレスフリーを図る行政窓口等を設定
- ② わかりやすい案内・サインを設置
- ③ 誰もが利用できる窓口・通路・トイレ等を確保
- ④ 高齢者や子連れ世代等に対応した、座って利用できる窓口を設置
- ⑤ 授乳室等を確保
- ⑥ 駐車場の適正確保と障がい者等優先駐車場を配置
- ⑦ タクシー乗降場および巡回バスのバス停を配置

<ユニバーサル・デザインの事例>



授乳室(東大阪市役所)



椅子付き対面型窓口(恵那市役所)

＜ユニバーサル・デザインの事例＞



段差がなく、見通しのよいアプローチ通路
視覚障害者誘導用ブロックの敷設



まちなみに配慮した憩いの空間



誰もが利用できる多機能トイレ



誰もが使える総合案内板



玄関や窓口業務事務室
の出入口の自動ドア化

緩やかな勾配の手すり付き階段
車いす使用者も楽に通過できる廊下



歩行が困難な方のための駐車スペース

(4) 町民が誇りに思い愛される庁舎

- ① シンボル性の高い庁舎のデザイン・空間を確保
- ② 既存建築物を効果的に利用した利便性と快適性の高い庁舎を確保
- ③ 建物内部の居心地を重視して採光・風景などに配慮した外壁
- ④ 社会経済情勢に対応した組織編制等に柔軟に対応できる組織配置
- ⑤ 町民ギャラリーや交流・イベント広場等を活用した賑わい空間を演出
- ⑥ 自然・再生可能エネルギーの活用、省エネルギーを推進

<既存建築物を活用してシンボル性の高い庁舎を整備した事例>

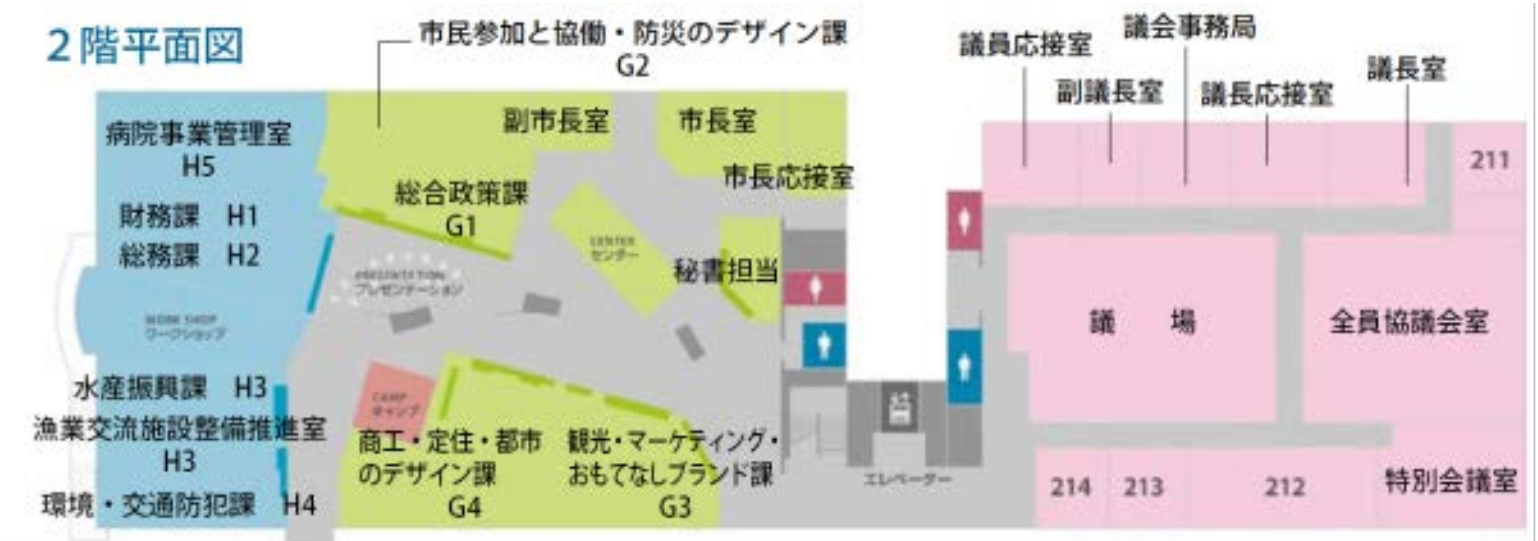


山梨市役所：平成16年(2004)に閉鎖された「工場」を改修して「庁舎」として再生

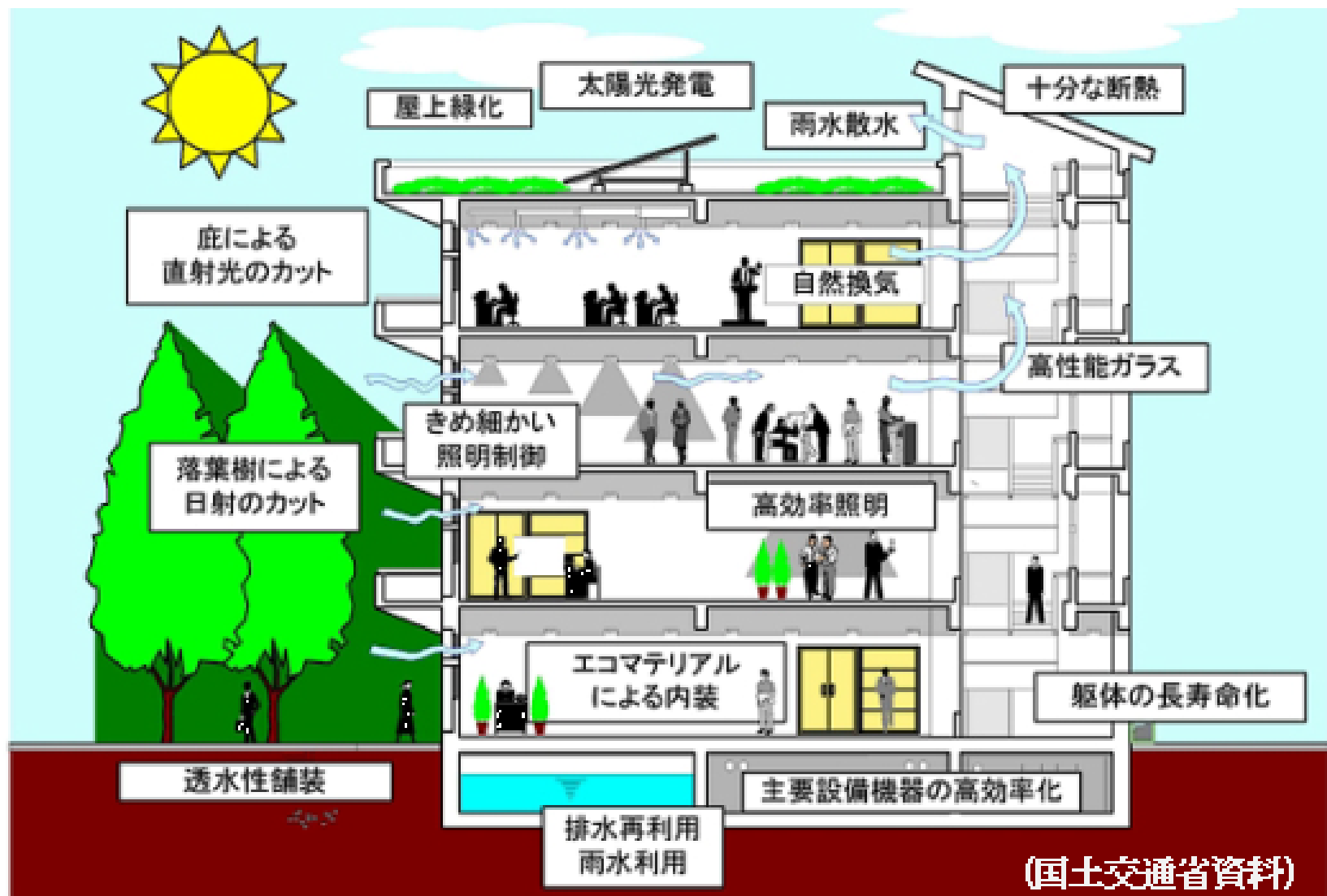


氷見市役所: 体育館を改修してシンボル性の高い内部空間を整備

＜オープン・フロア型の施設配置の事例: 氷見市役所＞



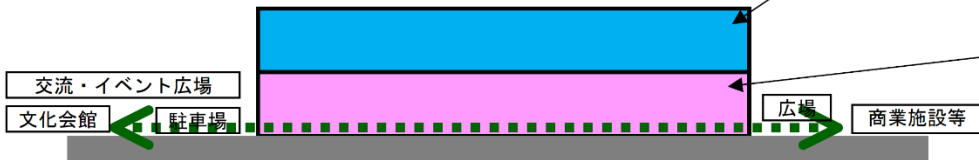
＜省エネルギー(グリーン庁舎)のイメージ＞



■垂井町新庁舎基本構想(素案)

- 庁舎全体の整備イメージ**
- (1)-① 既存建築物を活用
 - (4)-① シンボル性が高い庁舎
 - (4)-② 利便性と快適性の高い庁舎
-
- (1)-① 文化会館との連携・周辺の商業施設等との一体利用
-
- (3)-② わかりやすい案内・サイン
-
- (3)-③ 誰でも安全・便利に利用できる窓口・通路・トイレ等
-
- (4)-⑤ 自然・再生可能エネルギーやLED照明等の活用による省エネルギーの推進

<新庁舎の基本方針にもとづく整備イメージ>



- 2階フロアの整備イメージ**
- (1)-③ 会議室等の多目的利用
 - (2)-① 免震床等の活用
 - (4)-③ 組織編制等に柔軟に対応

- 1階フロアの整備イメージ**
- (3)-① 行政窓口等の設定(ワン・フロア)
 - (3)-④ 座って利用できる窓口
 - (3)-⑤ 授乳室等を確保
 - (1)-③ 町民ギャラリー
 - (2)-③ 地域主体の防災活動を支援する場
 - (4)-④ 賑わい空間の演出
 - (3)-② 防災用備蓄スペース
 - (4)-③ 組織編制等に柔軟に対応

(3)-⑥ 駐車場の適正確保と障がい者等優先駐車場

(3)-⑦ タクシー乗降場および巡回バスのバス停



(1)-① 文化会館との連携・周辺の商業施設等との一体利用(歩行者動線等の確保)

(1)-② 交流・イベント広場を確保

(4)-④ 賑わい空間の演出

(2)-② 防災関連施設(防災ベンチ・トイレ等)

7 施設計画の検討

新庁舎の基本方針で整理した施設を確保した必要規模を想定すると次のようになります。

- ①庁舎の必要規模 約6,800㎡(公用車車庫含む)
- ②来客用駐車場 100台程度(身障者用5台以上)

※既存建築物(ショッピングプラザ・アミ)の延べ床面積は約7,400㎡であり、新庁舎としての必要面積(6,200㎡:庁舎外駐車場除く)を除く約1,200㎡は関連施設等の立地に対応する床として活用できる可能性がある。

8 庁舎建設に向けた検討課題

庁舎の建設に向けて検討・整理しなければならない項目

(1) 新庁舎と一体的に整備すべき生活支援施設等

- 公共施設等総合管理計画の策定とあわせて、新庁舎と一体的に整備すべき施設等を検討・整理していく必要

(2) 周辺施設とつながる歩行者動線の適正確保

- 国道21号線を挟んで隣接する商業施設等との歩行者の行き来が多くなると予想される中で、両施設を安全に移動できる歩行者動線を確保する必要

(3) 交通アクセスの適正化方法

- 駐車場への交通アクセスの利便性・安全性を確保するため、敷地への出入口と交差点の処理方法の検討が必要

(4) 隣接施設活用

- 隣接する建築物の有効利用の可能性について検討・整理する必要

(5) 現庁舎跡地の有効活用

- 移転建替は、現在の敷地を中心部の活性化に活用することが前提
- 現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要

(6) シンボル性の高い新庁舎整備のための取組み

- 計画・設計を担う委託業者は、高い技術力と提案力が必要
- それらを客観的に評価できる委託業者選定方法を採用することが必要
- 計画・設計段階から町民と行政との協働体制づくりを実施していく必要

(7) 総合的なコスト管理の実施方法

- 既存建築物の買収コストによっては、メリットが低くなる可能性もあり、場合によっては他の移転候補地での新築の可能性も念頭に置くなど、柔軟に検討・対応する必要
- 施設維持管理等について、極力省コストで対応できるよう検討する必要